

建築法令改正特集

●国土交通省 告示1206号見直し 人・日略算表を15分割●

日刊建設通信新聞(8月23日)によれば、国土交通省は設計などの業務報酬基準を示す旧建設省告示1206号の見直しの方向性をまとめ、社会資本整備審議会建築分科会業務報酬基準小委員会に提示。標準業務内容は、現行の告示と通達を融合し、新たな告示の中で追加的な業務内容を明記する。基本設計、実施設計、工事監理、工事監理に付随する業務については、標準的な業務内容を整理し追加的な業務を例示。標準的業務日数を示す人・日略算表では現行の三つに分けている類型(戸建住宅を除く)を15分割し、実態調査を踏まえうえて、意匠、構造、設備の建物規模に応じた業務量を類別に整理する。また、見直し後の告示では、設計業務と工事監理業務それぞれで新たな類型ごとに床面積に応じて、意匠、構造、設備の標準業務量を示し、難易度に応じた業務量の補正についても検討する。

●国交省 一級建築士試験見直しに方向性 学科Iを2分割●

日刊建設通信新聞(9月25日)によれば、国土交通省は、中央建築士審議会がまとめた一級建築士試験内容見直しの方向性を、社会資本整備審議会建築分科会建築制度小委員会に提示。一級建築士の学科試験については、現行の4科目を「計画」、「環境・設備」、「法規」、「構造」、「施工」の5科目に改め、マネージメントや環境・設備、構造全般などの出題数を増加させる。製図試験では、記述や図的表現による構造設計、設備設計の基本的能力を確認する。中央建築士審議会は08年4月までに試験内容を確定し、見直し後の試験内容は09年から適用する。士法改正により創設された設備設計一級建築士については、法律に位置づけられた建築設備士資格があることを踏まえ、実務経験や講習を受講する際に「同等認定」を適用する考えを提示。また、改正士法の施行前に行った設計補助業務は実務経験として認め、建築設備士は実務経験の状況を考慮したうえで、講習と修了考査の一部を免除する。

●滞る建築確認 経済活動に深刻な影響●

改正建築基準法の改正による建築確認申請手続きの変更に伴い、6月20日から新たな運用が開始され、提出図面類の増加や構造計算書適合判定(ピアチェック)の新設とともに審査も厳格になりました。申請時の提出書類に不備を指摘された場合には、再申請せざるを得ない事態の発生も予測されることから慎重になり、申請者が受付前の事前相談に殺到するなどの状況も見られます。一方、審査側も、どのように運用するか、まだ体制が十分整っておらず、なかなか決済が降りない状況で、そのために相当数の案件が滞っていると言われます。この結果、建築の着工件数は激減し、特に住宅着工では、本年8月が前年度比43%減となるなど建設市場全体が休止状態に陥っています。このような状況から、一般紙上でも頻繁に、この問題が取り上げられています。首都圏では、マンションが高騰するとともに、買い意欲が鈍り契約率は8ポイント低下、供給はさらに縮小するのではと伝えられています。一方、この着工の遅れは住宅関連産業全般に広がり、住宅機器やカーペット、カーテン、さらには家具など耐久消費財にまで波及しています。その上、これら業界では生産調整の動きも出てくるなど、ただ単に建築業界だけでなく、今後の日本の経済成長にとってマイナス要因になりかねないと懸念されています。

●建築確認審査「軽微な不備」具体例明示●

国土交通省は、改正建築基準法の施行に伴う建築確認審査を円滑に運用するため、9月25日 住宅局指導課長名で、建築確認申請書の「軽微な不備」の具体例などを明示した技術的助言をまとめ、各都道府県行政主務部長宛に通達を出しました。これによると、「改正法の趣旨を踏まえ、建築主等に無用の負担を強いることのないよう適切な運用を図りたい」とし、「建築申請書に不備があった場合に通常認められている『訂正印による補正』により対応することが適切である」としまし

た。具体的運用の中では、容易に推測できる「地名地番」、「床面積」、「棟数」など記載ミスなど、図面上の建物形状に変更がなく、明らかに建築基準関係規定に適合している場合などは、「補正を求める軽微な不備」としています。また、「追加説明書の提出を求める不明確な記載事項」として、壁、床等の断面の構造、材料の種別、寸法の明示が一部不明確で、申請書の他の部分を参照しても不明確な場合や構造計算書のワーニングメッセージに対する設計者の所見などが不明確な例を示し、この場合には「申請書の差し替え又は訂正は認められない」としました。表記の仕方では、確認審査に支障がない範囲で、「具体的数値ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして指し支えない」としています。申請図書に明示すべき事項としている各階平面図については、図面が煩雑になる場合、意匠や各設備の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよいと説明しています。そして、設備機器の特性上やむを得ず、発生する可能性の高い変更等として、確認申請時に具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)の品番が確定していない場合は、採用を予定している設備機器の機種別の構造図又は仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該機器又はこれと同等(寸法、材料、性能等)の設備機器を用いることを明示することを求めました。

一方、計画変更確認の手続きの迅速化として、「計画変更の軽重、工事の進捗等に留意した上で、計画変更手続きを迅速に行うよう努めること」を求め、当分の間は、「申請者、設計者等に対し、事前相談についてきめ細かく対応すること」などを求めています。

この他、完了審査の運用においては、「完了検査申請がなされた後においては、計画変更の確認申請を行うことはできないことを留意されたい」と改めて念押しがされています。

●建築確認の手続き円滑化について 総務省・国交省通達●

改正建築基準法の施行に伴い、6月20日以降の構造計算適合性判定、建築確認申請図書が大幅見直しされ、建築確認等の手続きが大幅に遅延し建築着工が激減するなど、今後、大規模な建設不況さえ予測され、社会問題の様相を呈してきました。そこで総務省と国土交通省は、行政実例が蓄積されていないこともあり手続き円滑化のため、10月9日、連名で各都道府県知事宛に異例の通達を出しました。これによると、運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一のため「特定行政庁や指定確認検査機関などへの説明会開催等必要な措置」を講じていただきたい。改正の趣旨・内容の周知徹底を図るため「設計・施工側の関係団体などへの説明会の開催とともに、会員に対する周知徹底を図るよう」要請していただきたい。また、設計者・施工者等が改正主旨や内容を十分習熟するまでの間「具体的な建築確認申請事案に関する事前相談を受け付けるとともに特定行政庁や指定確認審査機関においても同様な措置を講ずるよう要請することで、審査の円滑化」を図っていただきたい。改正建築基準法の「運用に係る情報提供等は、設計・施工等の関係団体、特定行政庁、指定検査機関等に徹底」していただきたい。さらに住民や企業に広く周知するため「広報誌等を活用するとともに、商工会議所等への協力」を求めていただきたいなどとしています。

●国交省 改正建基法徹底へ電話相談窓口設置●

国土交通省は建築行政情報センター内に「改正建築基準法電話相談窓口」を設置しました。電話相談窓口は「建築現場で混乱が続いており、細かい取り扱いや運用の面が徹底されていない」ことから開設し、建築確認・検査の厳格化を柱とした改正建基法の情報提供を徹底するとしています。電話番号及び取扱時間帯は下記の通りです。

電話番号 03-5206-6135

相談時間 当面土日・祝日を除く次の時間帯(年内予定)

【午前】10:00~12:00 【午後】13:00~18:00